

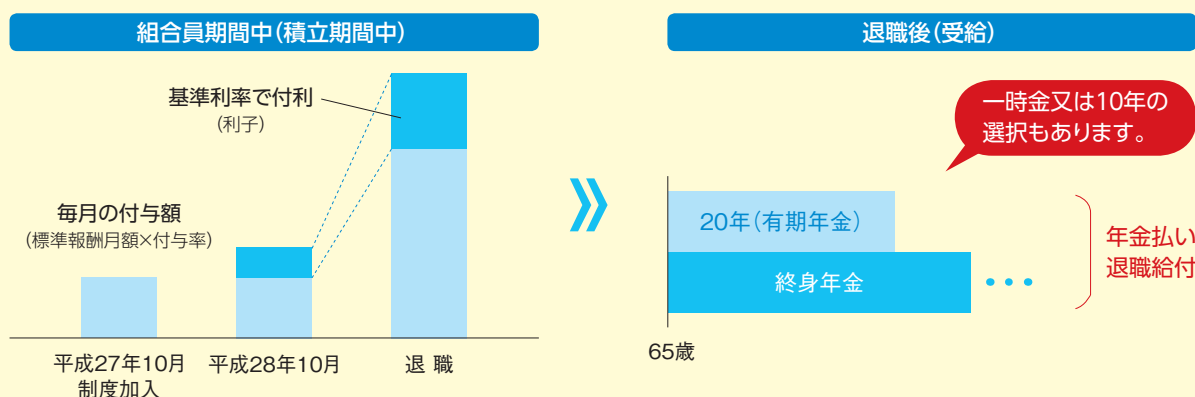
重要

年金払い退職給付の 給付算定基礎額残高通知書について

年金払い退職給付(新3階部分)の給付算定基礎額残高通知書を平成29年7月末にご自宅あてに送付します。なお、この通知書には、平成28年度の算定の基になる標準報酬月額、給付算定基礎額残高及び加入期間等が記載されています。

また、現職組合員には毎年送付しますが、平成27年11月1日以降に資格喪失された方には、退職時、35歳、45歳、59歳及び63歳の翌年度に送付します。

年金払い退職給付のイメージ図



※付与率は、平成27年10月から平成29年4月現在**1.50%**です。
(1.50%=標準報酬月額の0.75%と雇用主負担の0.75%)

『ジェネリック医薬品軽減額通知』のお知らせ

平成29年8月中旬に、「ジェネリック医薬品軽減通知」を一定の条件に該当される方にお届けします。この通知は、過去1年間に処方されたお薬を「先発医薬品」から「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」に切り替えた場合に、窓口で支払う薬代がどのくらい安くなるか(軽減可能額)を試算し、お知らせするものです。

平成29年9月号の共済フォーラム(本部発行)に掲載しますので、ご覧ください。

軽減額通知の対象者

レセプトデータを基に、生活習慣病を効能・効果とする先発医薬品が使用されている組合員及び被扶養者を抽出し、軽減額の高いものから順に通知の対象者を決定する予定です。

*20歳未満の者は、対象外です。

今後の実施スケジュール

- ①通知書の送付(平成29年8月中旬) 組合員及び被扶養者の住所(共済組合に登録している住所)
- ②コールセンター設置(通知書送付後～平成29年9月中旬) 通知書に係る組合員等からの問い合わせの対応

ジェネリック医薬品を利用しましょう!

ジェネリック医薬品は(後発医薬品)とは、特許期間の過ぎた新薬(先発医薬品)と同じ効果をもつ安価な処方薬のことです。先発医薬品をジェネリック医薬品に切替えることにより、医薬品の自己負担額が軽減されるとともに、医療費の削減にもつながるため、ぜひ、利用を検討ください。

Question

障害厚生(共済)年金はどんなときに受けられますか？

- 障害厚生(共済)年金とは、組合員が在職中の病気や怪我が原因で、日常生活能力に支障をきたした際に、年齢に関係なく支給される公的年金制度です。
- 受けられる年金は、1級、2級、3級の障害程度によって決められます。
- 障害厚生(共済)年金の年金額は、公務等による傷病と公務等によらない傷病で異なります。
- 請求方法は障害認定日請求と事後重症請求の2つがあります。
- 障害厚生(共済)年金は在職中も、厚生年金部分のみ支給があります。

身体障害者手帳等とは別物です

障害厚生(共済)年金は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級とは全く別の制度です。障害厚生(共済)年金の場合、診断書を提出し、本部の専門医によって等級が決定されます。

受給するための 3つの要件

初診日要件

障害の原因となった傷病で初めて受診した日が
公務員(地共済厚年被保険者)であることが条件です。

保険料納付要件

国民年金の納付要件を満たしていることが条件です。
※厚生年金保険の被保険者は、同時に国民年金にも加入しています。

障害日認定要件

初診日から、1年6ヶ月を経過した日(その間に症状が固定した場合は、固定した日)に
障害等級に該当する程度の障害であること等が条件です。

POINT

障害認定日は、**初診日から1年6ヶ月経過した日**(又は、それ以前に症状が固定した場合は、固定した日)の障害の状態で判断されますので、まず**初診日を特定**することが大事です。

お問い合わせ先 公立学校共済組合 和歌山支部 年金班

☎ 073-441-3711

